

第 18 号議案

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 20 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	41	協定項目名	農林水産関係事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>農林水産関係事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、当面は各市町の既存の計画を推進していくこととし、合併後(H19年度)、県の地域指定に基づき新市の農業振興地域整備計画を策定する。</p> <p>(2) 米の計画的生産調整における対象者、農家の定義、畦畔率については、久留米市の例により統一することとする。 また、生産調整に係る配分、助成事業、現地確認等の推進方法については、総括協議会を設置し、H17年度の生産調整計画に支障が無い時期までに協議決定する。</p> <p>(3) 国営耳納山麓土地改良事業における灌漑排水地区並びに農地造成地区に対する補助に関する調整方針は、次のとおりとする。 ・灌漑排水地区...国営事業の基幹施設分については公共性が高いことから、合併後は、現在、久留米市が実施している補助(国営基幹施設分2.2%全額補助)を行うこととし、農家負担の軽減を図る。 ・農地造成地区...現行どおりとする。</p> <p>(4) 国営筑後川中流域土地改良事業の基幹施設分に係る農家負担金については、公共性が高いことを理由として、合併後は、現在、久留米市、北野町が行っている全額補助を行うこととし、農家負担の軽減を図る。 また、国営筑後川下流土地改良事業における負担金については、合併後も現行の全額補助(城島町においてH18年度から始まる負担金償還も含め)を継続していくこととする。</p> <p>(5) 県営ほ場整備事業における調整方針は、次のとおりとする。 ・現在、補助を行っている地区については、現行の補助率を継続する。 ・新規事業地区については、事業費の10%を償還補助する。 ・公共用施設として認められるものは、農家負担額の全額を補助する。 ・関連事業の付帯事業については、事業費の2分の1の補助を行う。</p> <p>(6) 土地改良区への運営補助金、組織のあり方、支援等については、各市町において様々な経過があるため、当分の間現行どおりとするが、今後、継続的に協議・検討していくものとする。</p>			